

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【規則】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

情報政策課

【告示】

(県例規集掲載)

○ 優良図書 の 推奨

○ 有害図書 の 指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

男女共同参画青少年課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

健康推進課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

目次

担当課(室)

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定

〃

○ 指定居宅サービス事業者の指定

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

〃

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

治山課

○ 〃

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

○ 一般競争入札の実施

【警察署長】

岡山西警察署

○ 一般競争入札の実施	目次
倉敷警察署	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

◎岡山県規則第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十九条第一号ソに定める」を「第十九条第一号ネに掲げる」に改め、同条第三項中「第十九条第一号ツに定める」を「第十九条第一号ナに掲げる」に改める。

第三条第二項中「第四十四条第一号ソに定める」を「第四十四条第一号ネに掲げる」に改め、同条第三項中「第四十四条第一号ツに定める」を「第四十四条第一号ナに掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十七号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	重力って……	ジェイソン・チン 竹 内 薫 訳	偕 成 社	幼 児
2	3日ずつのおくりもの	レミ・クルジョン こだま しおり 訳	文 溪 堂	小学生(低)
3	ええたま いっちよう!	くすのき しげのり 作 吉 田 尚 令 絵	岩 崎 書 店	“(低)
4	さくら研究ノート	近 田 文 弘 著 大 野 八 生 絵	偕 成 社	“(中)
5	太陽と月の大地	コンチヤ・ロペスーナバルバエス 作 宇 野 和 美 訳	福 音 館 書 店	“(高)
6	メキシコへわたしをさがして	パム・ニョス・ライアン 作 神 戸 万 知 訳	偕 成 社	“(高)
7	大林くんへの手紙	猫 野 ペすか 絵 せい の あつこ 著	P H P 研 究 所	“(高)
8	緑の霧	キヤサリン・ヴァン・クリーブリーヴ 作 三 辺 律 子 訳	ほ る ぶ 出 版	中 学 生

◎岡山県告示第三百三十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	実録四十路妻 6月号	一水社
2	〃	濃厚べっぴん若妻GOLD 6月号	サンデー社
3	〃	裏め・き・ら THE DVD プレイシオンハウス Vol. 78 7月号	
4	雑誌	トーキョウバッドガールズ VOL. 48	大洋図書

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
公益財団法人仁和会もの里病院	医療機関の所在地	笠岡市今立二五四三	笠岡市園井二二六三	平成二十九年六月一日

◎岡山県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
久米薬局	津山市宮尾253-5	H29. 4. 1
つやま山下眼科	津山市河辺字一本木1037-1	H29. 5. 1
かくた薬局今立店	笠岡市今立2905-2	H29. 4. 21
ハーゲイヌクリニック	玉野市東高崎24-8	H29. 5. 1
あさのクリニック	総社市中央2-3-5	H29. 5. 1
岡崎内科クリニック	瀬戸内市邑久町山田庄212-1	H29. 5. 1

◎岡山県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
エスアール薬局やかかげ店	小田郡矢掛町矢掛2688-5	名称	やかかげ薬局	エスアール薬局やかかげ店	H29. 4. 1

◎岡山県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療生協阿新診療所	新見市新見741	H28. 8. 26
医療法人小畑内科医院	津山市志戸部662-14	H29. 3. 26
久米薬局	津山市宮尾253-5	H29. 3. 31
瀬戸内市立美和診療所	瀬戸内市長船町飯井192-1	H29. 3. 31
かくた薬局今立店	笠岡市今立2533-1	H29. 4. 20
あさのクリニック	総社市中央2-3-5	H29. 4. 30

◎岡山県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
株式会社テクノエイドケアセンター姫路	兵庫県姫路市青山5-10-19	テクノエイドヘルパーステーション	津山市横山字懸上り409-7	H29.4.1
株式会社窪田家	総社市久代3528-3	ダイサービスくぼた家 縁	笠岡市生江浜1135	H28.10.1

◎岡山県告示第百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
株式会社テクノエイドケアセンター姫路	兵庫県姫路市青山5-10-19	テクノエイドヘルパーズステーション	津山市横山字懸上り409-7	H29. 4. 1
株式会社窪田家	総社市久代3528-3	ダイサービスくぼた家 縁	笠岡市生江浜1135	H28. 10. 1

◎岡山県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	株式会社エヌエール	広島県広島市西区南工センター6-1-11	エヌエール薬局やかかげ店	小田郡矢掛町矢掛2688-5	事業所の名称	やかかげ薬局	エヌエール薬局やかかげ店	H29.4.1
介護予防事業者	株式会社エヌエール	広島県広島市西区南工センター6-1-11	エヌエール薬局やかかげ店	小田郡矢掛町矢掛2688-5	事業所の名称	やかかげ薬局	エヌエール薬局やかかげ店	H29.4.1
居宅介護事業者	有限会社真輝	津山市小原144-4鶴山マンション1階東室	訪問介護ステーションくるみ	津山市小原144-4鶴山マンション1階東室	事業所の所在地	津山市山北760-6	津山市小原144-4鶴山マンション1階東室	H27.12.25
介護予防事業者	有限会社真輝	津山市小原144-4鶴山マンション1階東室	訪問介護ステーションくるみ	津山市小原144-4鶴山マンション1階東室	事業所の所在地	津山市山北760-6	津山市小原144-4鶴山マンション1階東室	H27.12.25

◎岡山県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業者	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目 1-11	サンキ・ウエルビィ居宅介護センター矢掛	小田郡矢掛町小林 264	H29.4.30

◎岡山県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
千原明日香	浅口郡里庄町里見4199-1 セントエルモ里庄216	H29.4.11

2 施術所を開設している施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
明石 知佳	あかし訪問ペッサージ治療院	備前市西片上1495	H29.5.2

◎岡山県告示第三百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションハンズケア津山

2 所在地

岡山県津山市二宮六五六―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンブレラ

2 所在地

岡山県倉敷市酒津二七四七―一

三 指定年月日

平成二十九年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三〇三

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第三百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター すずらん

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加一四五番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社行雲社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加一七一番地五

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇〇四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

藤原デイサービスセンター

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄七五番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

藤原メデイカルサービス有限公司

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄七五番地の一

三 指定年月日

平成二十九年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二〇一三九六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスいちじく

2 所在地

岡山県笠岡市用之江三五五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社てごや

2 所在地

岡山県笠岡市用之江三五五番地一

三 指定年月日

平成二十九年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九九七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人緑十字会ヘルパーステーションくじば

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇番地八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人緑十字会

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇番地の一四

三 廃止年月日

平成二十九年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇三六九

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護ステーションやまびこの会

2 所在地

岡山県総社市三須一三二一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エクサ

2 所在地

岡山県倉敷市真備町川辺二七三十二

三 廃止年月日

平成二十九年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇二八〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー介護センター矢掛

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二六四番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー株式会社

2 所在地

広島県広島市西区商工センター六丁目一番二一号

三 廃止年月日

平成二十九年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇三九五

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ユウユウハウス中島

2 所在地

岡山県津山市中島一七九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ゆうゆう

2 所在地

岡山県津山市一方三三五番地一

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一四七九

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第三百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

藤原デイサービスセンター

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

藤原メディカルサービス株式会社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄七五―一

三 廃止年月日

平成二十九年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇四一〇

五 サービスの種類

介護予防通所介護

〔二〇九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人テツペン丸

三 代表者の氏名

池田 正人

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水江八八七番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、その個人の生涯に通ずる福祉全般に関する事業を行い、障害有無に関わらず人が人としての尊厳を持ち、自立した生活が営めるような社会に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

〔二一〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きよね夢てらす

三 代表者の氏名

江口 巧

四 主たる事務所の所在地

総社市清音軽部六六六番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、日常生活の中でスポーツ活動、文化活動及び地域コミュニティ活動等の普及・振興を図り、心身ともに健康で豊かな暮らしを送ることが出来る地域社会の連帯と生涯学習社会の推進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人宇喜多堤見守り監視隊

三 代表者の氏名

野田 健一

四 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟五九八番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、早島町内において、不法投棄ごみの回収・監視及び落書きの消去・監視等の環境保全活動を行い、環境学習として小・中学生に対して作業体験を指導することにより、ごみ・落書きのない美しいまちづくりの推進及び地域活動へ参加し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ツインクル

三 代表者の氏名

横見瀬真寿美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市帯高五五二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者等に対して介護サービスに関する事業を行い、安心して暮らせるまちづくりの推進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔二二三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作一 九	登 録 番 号	生 産 事 業 者	名 氏 名 又 は 称	住 所	内 生 産 事 業 の 容 容	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
岩 木 材	有 限 会 社 森			美 作 市 宮 本 一 一 四 六 一 二	種 穂 の 採 取 の 育 成	有 限 会 社 森 岩 木 材 苗 畑 美 作 市 宮 本 一 一 四 六 一 二

〔二一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字藤原一八七一、一八六八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代二四九六

秋山 裕仁

三 許可番号

岡山県指令建指第三四三号

〔二一五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字木塚二七三一九、二七三一五、二七三一六、二七三一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野三四八一二こすもす一〇二

古林 豊

三 許可番号

岡山県指令建指第七号

〔二一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南三九九一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目二一〇六ビューハイツ吉備路四〇五

乗金 彰吾

乗金しのぶ

三 許可番号

岡山県指令建指第三五号

〔二一七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県運転免許センターで使用する電気

予定使用電力量 4,061,436キロワット時（3年間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区御津中山444-3

岡山県運転免許センター

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した3年間の総価で入札

に付することとし、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の予定使用電力量は、平成28年5月から平成29年4月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付

区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538（直通）

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月27日（木） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月16日(金)から同年7月27日(木)まで(岡山県の休日を含める)

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成29年8月7日(月) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年8月8日(火) 午前10時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年7月27日(木)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Driver's License Center
4,061,436kWh (3 years)

(2) Delivery period :
From 1 October, 2017 through 30 September, 2020

(3) Delivery place :
Driver's License Center
444-3, Mitsunakayama, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 709-2116,
Japan

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 7 August, 2017

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県岡山警察庁公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月十六日

岡山県岡山警察庁 岡 野 洋 晃

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県岡山西警察署で使用する電気
予定使用電力量 3,438,393キロワット時（3年間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区野殿東町2番10号
岡山県岡山西警察署

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した3年間の総価で入札に付することとし、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1) の予定使用電力量は、平成28年5月から平成29年4月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手

続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538(直通)

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月27日(木) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先

〒700—0065 岡山市北区野殿東町2番10号

岡山県岡山西警察署総務・会計課

電話 (086) 254—0110 内線231

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月16日(金)から同年7月27日(木)まで(岡山県の休日を含める)

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成29年8月7日(月) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年8月8日(火) 午前10時30分

岡山市北区野殿東町2番10号

岡山県岡山西警察署2階小会議室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年7月27日(木)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

岡山県公報 第11897号 平成29年6月16日

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Okayamanishi Police Station
3,438,393kWh (3 years)

(2) Delivery period :

From 1 October, 2017 through 30 September, 2020

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Okayamanishi Police Station

2-10, Nodonohigashimachi, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,

700-0065, Japan

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 7 August, 2017

(5) Contact point for the notice :

General affairs and Finance Section, Okayama Prefectural Okayamanishi
Police Station

2-10, Nodonohigashimachi, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,

700-0065, Japan

Telephone : 086-254-0110, Ext. 231

◎岡山県倉敷警察署長公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月十六日

岡山県倉敷警察署長 山 岡 芳 徳

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県倉敷警察署で使用する電気

予定使用電力量 3,211,488キロワット時（3年間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

(4) 納入場所

倉敷市大島451番地1

岡山県倉敷警察署

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した3年間の総価で入札に付することとし、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の予定使用電力量は、平成28年5月から平成29年4月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手

続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538(直通)

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月27日(木) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先

〒710-0047 倉敷市大島451番地1

岡山県倉敷警察署総務・会計課

電話 (086) 426-0110 内線232

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月16日(金)から同年7月27日(木)まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成29年8月7日(月) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年8月8日(火) 午前10時

倉敷市大島451番地1

岡山県倉敷警察署5階大会議室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年7月27日(木)午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Kurashiki Police Station
3,211,488kWh (3 years)

(2) Delivery period :

From 1 October, 2017 through 30 September, 2020

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Kurashiki Police Station
451-1, Ojima, Kurashiki-shi, Okayama-ken, 710-0047, Japan

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 7 August, 2017

(5) Contact point for the notice :

General affairs and Finance Section, Okayama Prefectural Kurashiki
Police Station
451-1, Ojima, Kurashiki-shi, Okayama-ken, 710-0047, Japan
Telephone : 086-426-0110, Ext.232